

綾 瀬 市 に 転 入 さ れ た 方 へ （裏面も御覧ください。）

☆次に該当する方は、手続きが必要です。

R7.7.1

	担 当 課	場 所	手 続 き
印鑑登録をする方	市民課 総合窓口担当	窓口棟1階	必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。（転入前に他市町村で登録されていた印鑑登録は転出日をもって廃止されています。） ※登録する本人が運転免許証・パスポート等(官公庁発行の顔写真付きの身分証明書)と登録する印鑑を持参して申請される場合、即日登録ができます。 他に即日で登録する方法は保証人登録がありますので、登録の詳細については市民課総合窓口担当にご確認ください。 ※代理人が申請される場合は、本人直筆の委任状と登録する印鑑を持参してもらいますが、文書照会（郵便による本人への確認）を行いますので即日に登録することができません。
マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 総合窓口担当	窓口棟1階	新住所の記載、継続利用の手続きをしてください。ただし転入の条件等により継続利用ができない場合もあります。継続利用の手続きには暗証番号が必要になります。
マイナンバーカードを申請中の方	市民課 総合窓口担当	窓口棟1階	現在の申請は無効となります。
後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上）	保険年金課 保険年金担当	窓口棟1階	資格取得または、変更の手続きをしてください。 ⇒後期高齢者医療制度による負担区分等証明書（県外からの転入の場合）
国民健康保険に加入する方	保険年金課 保険年金担当	窓口棟1階	新たに手続きをしてください。 ⇒国民健康保険証（新しい住所の方が、すでに加入している場合）
国民年金（第1号）に加入している方	保険年金課 保険年金担当	窓口棟1階	4番・5番窓口(保険年金課)にお立ち寄りください。 また、海外からの引越しなども手続きが必要な場合があります。
年金を受給している方（国民・厚生・遺族・障害年金等）	保険年金課 保険年金担当	窓口棟1階	年金事務所にて抑止等の設定をしていない場合、自動で更新されるため住所変更に関わる届出は不要です。 ※郵便局に届け出ると郵便物が新住所地へ回送されるサービスもあります。
介護保険被保険者の方	高齢介護課 介護保険担当	事務棟1階	前の市町村で要介護認定を受けていた方は、手続きをしてください。
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	障がい福祉課 障がい福祉担当	事務棟1階	住所変更の手続きをしてください。 ⇒身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳
児童手当を受給される方	児童青少年支援課 児童給付担当	窓口棟2階	新たに手続きをしてください。 ⇒通帳、請求者の保険証 ※所得証明書が必要な場合があります。
こども医療費助成を申請する方	児童青少年支援課 児童給付担当	窓口棟2階	新たに手続きをしてください。 ⇒通帳、子どもの保険証 ※所得証明書が必要な場合があります。
小・中学校に児童・生徒がいる方	市民課 総合窓口担当 学校教育課 学務担当	窓口棟1階 事務棟6階	転入学の手続きをしてください。⇒在学証明書、教科用図書給与証明書 ※転入学に際して相談がある場合等は、学校教育課（事務棟6階）で対応します。
原動機付自転車（125cc以下）をお持ちの方	課税課 市民税担当	窓口棟2階	新たに登録の手続きをしてください。 ⇒廃車申告受付書（廃車手続きをしていない方は、旧ナンバープレート、標識交付証明書）
海外から転入した市県民税・固定資産税の納税の義務がある方	課税課 各担当	窓口棟2階	納税管理人の解除の手続きをしてください。
トイレ・汚水の汲み取りを希望する方	リサイクルプラザ [※] または、市民課	リサイクルプラザ [※] または、 窓口棟1階	新たに手続きをしてください。
妊娠中の方	こども家庭センター	保健福祉 プラザ	妊婦健康診査費用補助券の差替が必要です。母子健康手帳、補助券（前市町村のもの）を持参して手続きをしてください。
乳幼児健診・健康相談対象の方	こども家庭センター	保健福祉 プラザ	予防接種、乳幼児健診、新生児訪問等の手続き・案内があります。母子健康手帳を持参してください。
がん検診・後期高齢者健康診査・成人歯科検診・郵送キット健診を希望する方	医療健康課	保健福祉 プラザ	対象の方で、受信希望の方は医療健康課にお問合せください。 ※詳しくは、保存版あやせ健康だよりでご確認ください。